

I. 修正合算番号単価の算定

(1) H28.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 ($A - B - C = D$)

A 徴収すべき負担金総額 ●補てん対象額 6,759,576,086円 + ●支援機関事務費 55,343,396円 = 合計 6,814,919,482円	B 前年度過不足額 -157,070,721円	C H28.1～6月(算定月)間の徴収予定額 ①H28.1月分 467,395,882円 ② H28.2～6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 2,362,047,484円 (2円×1,181,023,742番号)	D H28.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 4,142,546,837円
--	-----------------------------------	--	---

(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 ($D \div E = F$)

D H28.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 4,142,546,837円	F 修正合算番号単価 2.8900...円
E 修正番号単価の適用を開始する7月から12月までの予测算定対象電気通信番号の総数の合計 1,433,370,183番号	F 修正合算番号単価 2.8900...円
$D \div E = F$	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 3円 ※ </div>	

※ 総務省告示第429号第4条第2項に基づき、整数未満を四捨五入とした

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H28.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 H28.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 H28.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,684,430,481円 + ●支援機関事務費 21,978,523円 = 合計 2,706,409,004円	-62,754,967円	① H28.1月分 185,616,929円 ② H28.2~6月分 (予算算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 938,039,929.13116円 (0.79426001円 × 1,181,023,742番号)	1,645,507,112.86884円

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH28.7~12月間の徴収すべき額で除する
($F \times D_{西} \div D = NTT西日本修正番号単価$)

F 修正合算 番号単価	×	D西 H28.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H28.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額
3円		1,645,507,112.86884円		4,142,546,837円

= 1.19166337 円